

[事案 2023-258] 契約者貸付無効請求

・令和6年6月19日 裁定終了

<事案の概要>

契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年7月に、家族保障保険（転換前契約）を転換して契約した定期保険特約付終身保険（本契約）について、平成18年11月に契約者貸付（本貸付）が行われているが、以下の理由により、本貸付は、満期保険金を受領したものであり、契約者貸付を受けたものではないことから、自分が保険会社に送金した金銭のうち本貸付金額を超える部分の返還と、本貸付の無効確認を求める。

- (1) 自分には、転換前契約を本契約に転換した認識はない。
- (2) 転換前契約は、60歳になった時に150万円の満期保険金が受け取れる保険であったが、募集人からは、満期保険金を受け取るのは70歳以降にしてくれと言われていた。
- (3) 70歳になったため、保険会社に満期保険金の支払いを求めたところ、平成18年11月に150万円が振り込まれた。その直後、保険会社職員が、150万円の受領にかかる受領書に署名押印を求めに自宅に来たので、署名押印をした。
- (4) 平成22年に、保険会社から、自分に送金した150万円は貸付であるから、毎月1万円が良いので振り込んでほしいと連絡があったため、平成22年1月から令和5年2月までの間、合計166万円を保険会社に送金した。
- (5) 保険会社は、本貸付の根拠として、契約者貸付申込書や契約者貸付請求書を摘示するが、これらの書類に記載された自分の氏名は、自分が署名したものではないし、印影も自分の印章によるものではない。また、平成18年当時、保険会社から、契約者貸付であることや、貸付金に複利で利息が付くことについて説明を受けたことがない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、定期保険特約付終身保険であり、満期保険金が支払われる内容の保険ではない。
- (2) 申立人が当社に対して提出した、契約者貸付申込書および契約者貸付請求書には、表題として「契約者貸付申込書」「契約者貸付請求書」と大きく記載され、その下には、「貴社の普通保険約款ならびに契約者貸付条項を了承の上、下記契約の貸付を請求します。」と明記されている。申立人は、同書類に自ら署名押印し、記入を行っていることからすれば、それを満期保険金の請求手続と誤認していたとは到底考えられない。
- (3) 当社は、契約者貸付を利用している契約者には、毎年、利息繰り入れの連絡書面を送付している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本貸付の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情

も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。